

水道だより

令和6年7月発行

山都町環境水道課

山都町浜町6番地

TEL0967(72)4002

開栓・閉栓
オンライン申請



有効期限に伴う水道メーターの取替えについて

水道メーターは計量法施行令第18条により、有効期限が8年と定められており、期限に合わせて取替えを行わなければなりません。なお、取替えは山都町水道事業にて行いますのでお客様の費用はかかりません。

今年度取替対象メーター

下記の頭文字より始まっているメーターが取替対象になります。

(ご自宅に設置されているメーターや検針のお知らせ表よりご確認ください。)

H28-●●●・Y28-●●●・W28-●●●・S28-●●●

取替作業について

取替作業は山都町水道事業と契約した委託業者が行います。

地区	委託業者	連絡先
矢部地区 第1地区	(資)光熱工業所	72-0014
矢部地区 第2地区	西邦電気工事(株)山都営業所	72-0191
矢部地区 第3地区	(株)山都水道機工	72-0039
清和地区	みどり興産	82-2532
蘇陽地区	ゆたか設備	090-3884-2366

矢部地区の業者は検針のお知らせ表の「検針番号：●●●●ー」(前4桁)を参照ください。

第1地区	3001・3002・3008・3009・3010
第2地区	3003・3006・3007・3012
第3地区	5001・5002・5003・5004・5006・5011・3004・3005

取替時期

令和6年7月から令和6年11月までの間に順次行います。

取替日については指定できかねますのでご了承ください。

お願い

- ・作業にあたりお客様の敷地に立ち入ることについてご了承ください。
- ・取替中20分~30分程度断水します。
- ・取替作業はお客様の立ち合いは必要ありません。不在の場合でも作業いたします。
- ・取替後すぐは水に空気が混ざって白く濁る可能性があります。使い始める前に少しの間水を出してご利用ください。

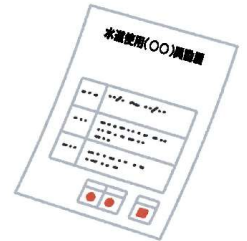
水道使用者変更届について

新しい使用者が債権債務を引継ぐ場合は、料金の精算をせずに名義だけを変更できます。山都町役場本庁もしくは、各支所 地域振興係にてお手続きください。

なお、この手続きは、家族や親族間に限り可能です。友人や知人の場合は、使用中止（閉栓）して、改めて使用開始（開栓）の届出が必要です。

注意

現在請求しています使用者名の方がお亡くなりになられた場合は、必ず「水道使用者変更届」をご提出ください。



クロスコネクションは水道法で禁止されています

クロスコネクションとは、水道の給水管（給水装置）と水道以外（井戸水等）を直接連結させていることを言います。なお、バルブ（止水栓）や逆流防止弁を設置して使用している場合も該当し、管が直接つながっていなくても、水道の蛇口と井戸水などの蛇口がホースなどで繋がった場合も同様となります。

クロスコネクションが禁止されている理由

水道の給水管と水道以外の管が接続されると、バルブの故障や操作不良等により、井戸水等が水道本管（配水管）へ逆流する恐れがあります。この逆流した水が汚染されていた場合、周辺のご家庭では飲用に適さない（消毒されていない）危険な水を飲んでしまうばかりではなく、最悪の場合、水道水の水質が汚染され広範囲に健康被害が生じることになります。

クロスコネクションを発見した場合

クロスコネクションを発見した場合、速やかにクロスコネクションの解消（物理的切り離し）を実施するよう指導しますが、すぐに改善されない場合は、水道法および山都町水道事業等給水条例に基づき、水道の給水を停止することがあります。また、法令に基づき罰則（懲役5年以下または罰金100万円以下）が発生する場合があります。

